

軽四自動車の貸出しについて

自治区で保有している軽四トラックを貸出しますので、ご利用ください。
尚、軽四トラックを使用する場合は、事前に『使用許可申請書』の提出が
4. 必要となります。

1. 利用方法

- ・利用予定日が利用可能か事前に公民館に確認し、利用可能であれば『軽四トラック利用台帳』に仮登録してください。
- ・事前登録後、利用前日までに『使用許可申請書』を公民館に提出してください。
『使用許可申請書』をしていただくことにより本登録となります。
公民館がお休みの場合は、ポストに投函してください。
- ・鍵の受け渡しは、原則公民館となります。
- ・利用後は『運転記録簿』に所定の事項を記入し、鍵と共に返却してください。
公民館がお休みの場合は、鍵の引き渡し方法について調整させていただきます。

2. 利用できる地域

- ・原則豊田市内とします。
但し、豊田市外での使用の場合は、使用の事情を考慮し区長が個別に判断します。

3. 利用料金

- ・豊田市内の場合は、1回につき500円とします。
- ・豊田市外の場合は、使用の状況を考慮し個別に区長が決定します。

4. その他

- ・事故が発生した場合は、自治区が加入している損害賠償責任保険、自動車任意保険で保障されない損害金を区民（運転者）の負担とします。尚、自治区は車両保険には加入しておりません。
- ・事故処理（含む示談交渉）は、原則区民（運転者）に行っていただきます。但し、区民（運転者）より相談の申し出があった場合は、区長は丁寧に対応いたします。